

令和元年第3回定例会（9月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和元年9月18日
あきた未来創造部

【議案関係】

次世代・女性活躍支援課 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の
一部を改正する条例案について（議案第165号）・・・1

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の
一部を改正する条例案について
(議案第165号)

次世代・女性活躍支援課

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に鑑み、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者の欠格条項について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

自動販売機又は自動貸出機に収納する図書類又は特定玩具類を管理する者の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削ることとする。（第13条の2関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

【参考】

- 1 自動販売機等の設置台数・稼働状況（令和元年8月31日現在）
 - (1) 自動販売機 87台（稼働63台、非稼働24台）
 - (2) 自動貸出機 0台
- 2 現行の自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（自動販売機等管理者）の要件
 - (1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。
 - (2) 当該自動販売機等が設置されている市町村又は有害図書類等の撤去に支障がない区域に居住していること。
 - (3) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 3 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の概要
 - (1) 主旨
成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、公務員や士業、法人役員、営業許可等に関する188の法律において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。
 - (2) 公布日
令和元年6月14日

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(自動販売機等管理者の設置) 第十三条の二 略</p> <p>2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 未成年者</p>	<p>(自動販売機等管理者の設置) 第十三条の二 略</p> <p>2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならぬ。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。</p>